

36歳以上で退職互助部未加入の方へ!!

退職互助部加入のご案内

～平成29年度だけの特例措置実施!!～



加入のチャンスです!!

【H29年度だけの特例措置】

現在、退職互助部に加入できるのは、掛金の積立期間(240回)を考慮し、33歳～35歳までという期間の制限を設けております。

その期間内に加入されない場合はその後の加入ができません。

しかしながら、36歳以上の退職互助部未加入者で、その後の加入を求める声も多数寄せられており、今回本年度のみの特例措置として退職互助部組合員の募集を行っております。

まだご加入手続きを行っていない方は、ぜひこの機会に加入をご検討ください。

【掛金】(240回で完納)

掛金額=給料の月額×掛金率(※)

※掛金率 本人 5/1000

本人+配偶者 10/1000

※退職時点で240回に満たない分の掛金は、退職慰労金にて相殺します。

※退職時に退職互助部の資格取得を行わない場合、積立掛金は「**全額返金**」します。

【退職互助部事業について】(H29年度現在)

☆医療補助金

保険適用診療による自己負担金の一部を「**終身**」にわたり補助金として給付します。民間の生命保険と異なり告知事項・入院と通院の制限は一切なく、疾病内容も問いません。

平均給付累計額：391,901円

平均掛金納入額：377,777円

☆その他の事業

- ・検(健)診ドック補助
- ・指定旅館利用補助
- ・長寿祝金
- ・埋葬料
- ・福祉給付金
- ・提携施設割引
- ・各種支部活動

☆現職事業

- ・リフレッシュ活動費

※退職後の「掛金」の支払は必要ありません。

加入手続きについて!

- 加入対象者：①新規採用や異動に伴い、満35歳以上で互助組合員となられた方とその配偶者の方
：②上記以外の36歳以上で、退職互助部未加入の方とその配偶者の方

- 加入手続き：対象者の方には「退職互助部加入申し込みについて」を送付しておりますので、「退職互助部加入申込書」を切り取り、記入・押印のうえ互助組合宛送付ください。

- 申込締切日：平成29年10月2日(月)【互助組合必着】

- 加入日：平成29年11月1日(11月の給与から掛金控除スタート)

※同時に加入する配偶者の方の年齢制限や扶養の有無は問いません。

【問合せ先】

担当：退職互助部班 西

電話：095-824-4721

E-Mail：s40079@pref.nagasaki.lg.jp